

一般社団法人はちむすび

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人はちむすびと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県鎌ヶ谷市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、自然環境に関わる社会課題の解決に向けた取組みの普及および促進に関する活動を行い、もって日本の自然環境の保全に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 自然環境に関わる社会課題の解決に向けた取組みに関連するオンライン寄付サイトの運営
- (2) 自然環境に関わる社会課題の解決に向けた取組みのマネジメント支援
- (3) 自然環境に関わる社会課題の解決に向けた取組みに関する調査・研究
- (4) 自然環境に関わる社会課題の解決に向けた取組みに関する情報提供
- (5) 自然環境に関わる社会課題の解決に向けた取組みに関するネットワーク構築支援
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第10条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、法令に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員の入社及び退社に関する事項
- (2) 社員の除名
- (3) 理事の選任及び解任
- (4) 理事の報酬の額又はその基準

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 残余財産の帰属先
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(招集)

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(招集通知)

第13条 社員総会の招集通知は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、社員に対し、会日の5日前までに発する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、総社員の半数以上が出席し、出席した社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他、法令で定められた事項

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 理事

(理事の設置)

第17条 当法人に、理事3名以上5名以内を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(選任)

第18条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第19条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する提示社員総会の終結の時までとする。

(解任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第22条 理事の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第24条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告書及びその附属明細書

- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
 - 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第25条 当法人は、剰余金を分配することができない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第26条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第27条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第29条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 檜山 綾香

設立時理事 村上 友理

設立時理事 濱口 明子

(設立時社員)

第31条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

檜山 綾香

村上 友理

濱口 明子

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。